

宮保幼第987号  
令和3年1月8日

施設長 各位  
(保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業)

宮崎市長 戸敷 正  
(公印省略)

### 宮崎県独自の「緊急事態宣言」発令に伴う保育所等の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組みについて、ご尽力いただき、感謝申し上げます。  
新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大に伴い、令和3年1月7日に、宮崎県独自の「緊急事態宣言」が発令されました。

つきましては、保育所等においては原則開所ですが、市内の保育所等における集団感染発生防止と感染拡大の防止のため、保護者のお仕事が休みの場合など、ご家庭での保育が可能な場合は、保育所等への登園自粛の協力をお願いすることといたしました。

なお、各施設におかれましては、保育が必要な家庭につきましては、引き続き保育を提供していただくとともに、登園自粛を強制することがないように、お願いいたします。

### 記

1. 登園自粛をお願いする期間：令和3年1月9日（土） ～ 1月22日（金）  
※終期の変更がある場合は、改めて通知します。
2. 保育料について：期間内に登園自粛に協力いただいた場合は、  
日数に応じて保育料を減免します。

### (参考情報)

宮崎市HP：『【新型コロナウイルス感染症対策】保育所・幼稚園・認定こども園等における対応について』

URL：<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/nursery/221664.html>

宮崎県HP：『県内の感染状況（警報レベル）及び注意すべき県外の地域』

URL：<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kansensho-taisaku/covid-19/yobo/hassei.html>

### 【文書取扱】

宮崎市 子ども未来部

保育幼稚園課 認可指導係

E-mail 10jidou@city.miyazaki.miyazaki.jp

電話：21-1774